

項目	No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
題名	57	市民に自治基本条例という言葉を出すと、それ何？と言われる。自治基本条例という言葉自身が難しくてなかなか伝わらない。だから、自治基本条例という名前ではなくて、例えばまちづくり基本条例とか、島田市協働のまちづくり基本条例とか、市民に、あなたたちの力をかりて一緒にやっていくということがストレートに伝わるような表現をしないと、幾らパブリックコメントをしても、自治基本条例と聞いただけで難しいになってしまうということがあるので、条例の題名ももうちょっと考えたほうがいいのではないかな。	ご意見を踏まえ、条例の題名を再度検討します。	反映に向け検討する意見
	58	自治基本条例という言葉自体が難しい。		
前文	60	条文は法律用語の使用や固い言い回しのため、とっつきにくい印象を持たれることを余儀なくされます。前文はその制約から離れ、思いを込め、制定の意義を潤いを持った言葉で語ることができ、他の自治体と違った島田独自の視点をも示すことができます。案では島田の歴史、そしてシンボルである大井川に触れながら、ゆったりと流れていた文章が後半、せっかちに駆け足のように結んでいくように感じます。もっと長くてもいいので、こなれた表現に努めるべきと考えます。	ご提案を踏まえ、文章の修正を検討します。	反映に向け検討する意見
	61	<p>昨年の前書きの方がより良いと思いました。その理由と私なりの改正案を以下に示してみます。</p> <p>①今回大井川の記述が増えていますが、自治基本条例の趣旨とどんな関連があるのでしょうか。大井川の記述は今回の素案の3行だけでよい。その後に「明治前半日本で初めての婦人参政権の行使したまち、大正後半から昭和初期新進気鋭の学者たちをお呼びして新しい文化を吸収しようとしたまち。戦後は他の自治体に先駆けて、国外都市との交流を図り、多様性を受け入れる文化を脈々と受け継いできました」のような文章を入れる。</p> <p>②“地方創生”という言葉は、“一億総活躍”などと同じように現政権の施策のスローガンであり、この用語は使うべきでない。そこで、これに続く文章は昨年の案との折衷ですが「地方分権の進展や少子高齢化・人口減少社会の到来などにより、成長と拡大を基調としてきた社会の仕組みや制度からの転換が求められている中、私たちは、この歴史あるまちをさらに発展させ、次世代に引き継いでいかなければなりません。</p> <p>③郷土愛という言葉も抽象的、いろいろなとらえ方があるので使うべきでない。そこで、②の「 」の後に続く文章は“郷土愛を胸に”はカットし「そのためには、一人一人が地域、性別、世代を超えて・・・(以下、今回の素案の文章で最後まで)」</p>		
第2条	79	<p>「協働のまちづくり」か「協働によるまちづくり」か？</p> <p>「解決に協力して取り組む」か「解決に向け協力して取り組む」か？</p> <p>助詞の使い方は幅があるが、適切か？</p>	法令や島田市総合計画における表現を参考に再度検討します。	反映に向け検討する意見
第5条	84	市民等は「年齢、性別等にかかわらず」等、平等の権利があることを表現することについての議論はなかったか。	一人ひとりの思いが生かせるまち、誰もが参加できる雰囲気、場所づくりといった意見があったことを踏まえ、修正を検討します。	反映に向け検討する意見
	85	市民等は「情報の公開を請求する権利を有する」ことを加えることは検討されなかったか。		
	86	「権利」がやや唐突な印象。協働のまちづくりの理念に対し、「権利」(主張・享受できる力)がそぐわないと感じる。仮に是認するにしても「役割」の細かな規定に比して漠とし「権利」の具体的な内容が伝わってこない。もう少し補足してほしい。		
第6条	90	次に掲げる事項を積極的に行うよう努めなければならないとあるが、「情報の入手」、「知識及び能力の習得」、「人材の育成」等は、市民の立場から實際上義務として課せられるのは重く、無理のない努力でいいと思う。表記は「努めるものとする」でどうか。	ご意見を踏まえ、関係条文との整合を図り、表現を改めるよう検討します。	反映に向け検討する意見
	91	第5条に市民の権利としてまちづくりの参加がうたわれ、第6条に、権利使用の前提としての義務(役割と記されているが義務としか理解できない)・第6条でまちづくりについて考えるために(1)～(4)の事項を行うように努めなければならない。とされているが、考えるだけなのか、考え、そして参加することが肝要なのではないか。市民がまちづくり		

		に参加するためには行政のサポート、環境整備が必要なのだが、第8条3の市民等のまちづくり参加のための多様な機会の設置は市長等の配慮とされ、第14条では市民等のまちづくりに関する知識及び能力を取得するための機会の提供は市長等が努めるものとするという表現になっている。この関連する3つの条文を見比べると第6条の努めなければならないという強い文末表現は整合性を欠くように思われる。		
	92	「市民等は・・・努めなければならない」としているが、「努めるものとする」ではどうか。		
	93	ほかの市町の条例を読んでみたが、文の表現が「するように努めましょう」とかいうような形になっていて、負担を分担しなければならないという表現では、受け取るほうも何だろうと思うところもあると思う。	分任の内容が分かるよう修正を検討します。	反映に向け検討する意見
	94	「法令等の定めるところにより、まちづくりに要する負担を分任しなければならない」の規定も重く感じる。「法令の定め」も含め、「負担を分任」の内容や意図が見えず、市民感覚から不安、違和感を覚える。		
	95	第6条第3項に市民等は、法令等に定めるところにより、まちづくりに要する負担を分任しなければならないとある。分任しなければならないというのは負担をするということではないか。		
第7条	99	「議会の議員は、・・・市政に適切に反映させるよう努めるものとする。」としているが、「努めなければならない。」にしたらどうか。	島田市議会基本条例の規定を参考に検討します。	反映に向け検討する意見
第17条	118	インパクトのある簡潔な表記だが、条文の内容から「命と暮らしを守るまちづくり」が妥当ではないか。	ご意見を踏まえ、見出しを再度検討します。	反映に向け検討する意見
第28条	125	案の協働のまちづくりを推進するための委員会の設置は中途半端で意味がないと思う。	この委員会は、協働に関する意欲や経験のある委員で構成し、調査審議を集中して行うことを想定しています。	今後の検討課題とする意見
	126	多様で広範な市民参加によるまちづくり。新たな公共の形を志向するこの条例の理念と極めて従来形を思わせるこの委員会とのギャップを感じてしまいます。協働のまちづくりを本当に推進するのであれば、協働推進基本計画のようなものを策定し、合わせて現実の場で活動しているNPO、ボランティア団体の方々を取り込む形で協働推進市民会議を設けて、実効性のある協働推進を図るべきと考えますが、いかがですか。	この委員会とは別に、市民ワークショップの開催など協働のまちづくりの活動を推進させるため、幅広い市民等が参加できる組織を設け、協働に取り組む市民の裾野を広げていくことも検討してまいります。	
	127	5名の委員会で討議するのではなく、この5人の委員がまちづくり市民討議会（名称は何でもいい）を立ち上げて、各地でワークショップやパネルディスカッション等を開催などする市民ボランティアと一緒に自治基本条例やまちづくりについて広範な市民が意見を交わす「場を作る」（協働のインターフェースの見本として） →多様性を認めたり、アウフヘーベンの考えを実効性のあるものにするにはこの改良が必要です	併せて、委員会の名称及び委員定数については、活動の実体に合ったものとなるよう、他の事例も参考に再度検討します。	
第30条	128	この条例は理念条例であり、この理念を現実のものとするには制定後の取り組みが必要です。この協働のまちづくりを推進するための委員会というものがわかりません。なぜ5名以下なのか、15人あるいは25人、50人の誤植ではありませんか。		
	130	推進委員の任期が2年とされているが、ほかの委員も2年だから2年だからといって、根拠があまりにも不明である。2013年12月6日の市長答弁の中で、市長は市の憲法というものをつくっていきたいという、相当大きな規範性をもって答弁している。それだけ大きなものを、簡単にほかの委員と同じようにするという自体、軽く見ているのではないかなと思う。	委員の任期に関しては、選任に関する公平性と調査審議に関する客観性を確保し、定期的に市長が委員の委嘱が適切であるかを判断する機会を確保するため、2年としたものです。委員が適任であれば、本人の意向も踏まえ再任をするものと考えます。	今後の検討課題とする意見